

ID: 204

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市営住宅条例 第46条		
例 規 番 号	平成13年条例第132号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第46条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、社会福祉法人等の市営住宅の使用許可を取り消すことができる。 (1) 社会福祉法人等が市営住宅の使用許可の条件に違反したとき。 (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日